搾取は社会の構造的な差別
―― 被害者を孤立させない

大村 恵実

「悪質ホストクラブ対策　改正風営適正化法施行へ!!」と始まる警察庁の啓発動画（30秒版）をご覧いただきたい。ホストに依存させられた主に女性客が、ホストクラブへの多額の借金を返済するために売春させられたり性風俗で働くことを強いられたりする実態がある。その対処として2025年6月28日に改正が施行された風俗営業等の適正化法は、事業者が遵守すべき行為や罰則の対象となる禁止行為の類型を追加した。

悪質ホストクラブ問題の本質は、主な被害者層である女性の脆弱な立場に対する組織的な搾取であり、人身取引である点にある。改正法は、恋愛感情等に乗じた飲食等の要求をしてはならない旨を定めたが、犯罪組織が乗じているのは、被害者の自由意思による恋愛感情ではない。国際的な基準であり日本も締結した人身取引議定書が明らかにするように、犯罪組織は搾取の目的で、構造的に生み出された「脆弱な立場に乗ずる」（同議定書第3条（a））のである。

貧困、虐待や暴力、心身の障がい、薬物摂取、若年層のコロナ禍での孤立。これらが被害者の脆弱な立場に複合的に影響している。その背景には、女性が家庭、学校、職場でより暴力の被害者となりやすいこと、就労や賃金をはじめ格差のある社会において、経済的に自立した生活に向けて女性がより困難に直面すること、すなわち社会の構造的な差別がある。

冒頭で紹介した啓発動画は、「今まで辛かったね。私たちに聞かせてください。」というテロップと、しゃがみ込む被害者に若い刑事が傘を差しかける雨のシーンに続き、警察庁の相談窓口を表示して終わる。しかし、人身取引議定書は、被害者の身体的、心理的、社会的回復のための支援や教育の機会をNGOや市民社会と協力して国が提供するよう促している。私たちは、被害者に手を差し伸べて孤立させず、その声を聴くとともに、脆弱な立場への搾取を生み出した構造的な要因にこそ目を向け、実効的な救済の道を拓かなければならない。

PROFILE

おおむらえみ：2002年に弁護士登録、2007年にニューヨーク州弁護士登録。（公財）日本女性学習財団監事。性暴力や職場のハラスメントの被害者の訴訟代理人の経験がある。ILO（国際労働機関）ジュネーブ本部で勤務した知見をもとに、国際基準に沿ってジェンダー平等を実現する重要性を日本企業に助言している。2024年7月から12月にかけて、警察庁「悪質ホストクラブ対策検討会」の委員を務めた。